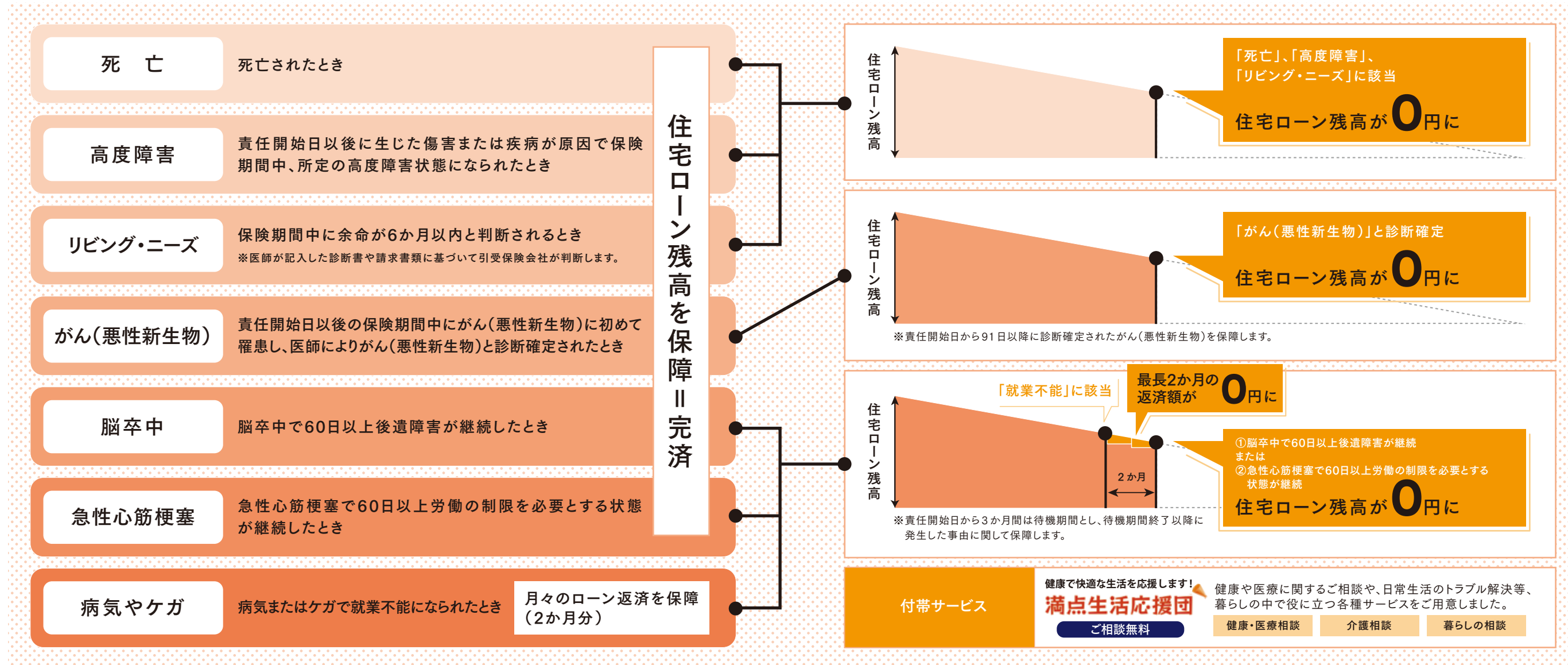


三大疾病保障特約付き団体信用生命保険

ご加入者が保険期間中に以下のお支払事由に該当された場合に、保険金等をお支払いし、債務の返済に充当するしくみの団体保険（団体信用生命保険・就業不能信用費用保険）です。（株式会社福井銀行を契約者、保険金受取人とし、ご加入者を被保険者とします。）

お支払事由により、該当する時期やお支払いの対象となる金額は異なります。



概要

名称	三大疾病保障特約付き団体信用生命保険
加入時年齢	お借り入れ時の年齢が満18歳以上、満65歳以下の方
最終ご返済時年齢	最終ご返済予定時の年齢が満80歳未満の方
「専用診断書」の提出について	借入金額(保険金額)が4,000万円を超える場合は「専用診断書」の提出が必要です
上乗せ金利	お借入金利 +0.2%

※上記「三大疾病保障特約付き団体信用生命保険の【概要】」の詳細については、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」を必ずご確認ください。

保障内容	保険期間中に、下記保険金支払事由に該当された場合に保険金が支払われます <ul style="list-style-type: none"> ・死亡されたとき(死亡保険金) ・所定の高度障害に該当されたとき(高度障害保険金) ・余命6か月以内と判断されるとき(リビング・ニーズ特約保険金) ・保障開始日から91日以降にがん(悪性新生物)と診断されたとき(がん診断保険金) ・脳卒中で60日以上後遺障害が継続したとき(脳卒中診断保険金) ・急性心筋梗塞で60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したとき(急性心筋梗塞診断保険金) ・ケガまたは病気で就業不能となったとき(月々のローン返済額2か月分保障します)(就業不能信用費用保険金) ※複数の保険金支払事由に該当した場合、各保険金が重複して支払われることはありません
責任開始日	融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または引受保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日となります
この契約からの失効事由	<ul style="list-style-type: none"> ・債務(融資金額)を完済されたとき ・保険金のお支払事由に該当されたとき(就業不能信用費用保険金を除く) ・所定の年齢に達したとき 等
引受保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社(保障内容:死亡、高度障害、リビング・ニーズ、がん) 三井住友海上火災保険株式会社(保障内容:脳卒中、急性心筋梗塞、病気やケガ)